

東住吉区役所保健福祉センターにおける保健関係窓口業務等会計  
年度任用職員要綱

(目的)

第1条 この要綱は、会計年度任用職員の採用等に関する要綱に基づき任用される東住吉区役所保健福祉センターにおける保健関係窓口業務等会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(選考方法)

第2条 会計年度任用職員の選考は、大阪市人材データベース実施要綱第3条第1項の規定により人材データベースに登録された者のうちから、面接等の内容を総合的に勘案して行う。

2 前項の規定による選考により採用決定に至らない場合は、公募による選考（以下「公募選考」という。）を行うことができるものとする。

3 公募選考は、筆記（論文）試験及び面接（口述）試験の結果を総合的に勘案して行う。

4 前項に規定するもののほか、公募選考に必要な事項は、会計年度任用職員募集要項において定める。

(再度の任用)

第3条 会計年度任用職員について再度の任用を行う場合は、業務の縮小及び廃止等の状況及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

(勤務日数等)

第4条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は、次のとおりとする。

(1) 勤務日数

週4日

(2) 勤務時間

1日当たり7時間30分

(3) 休憩時間

45分間

(4) 勤務開始時刻

午前9時00分

(5) 勤務終了時刻

午後5時15分

(休日勤務)

第5条 会計年度任用職員に対し休日に勤務することを命ずる場合は、当該休日を他の日に振り替えるものとする。

附 則（令和元年1月10日区長決裁）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月18日区長決裁）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。